



鳥取県公報

令和7年2月21日（金）
号外第13号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（1）（警務課）・・・・・・・・・・ 2

公 安 委 員 会 規 則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 警務部（第2条-<u>第9条</u>）</p> <p>第3章 生活安全部（<u>第10条</u>-<u>第15条</u>）</p> <p>第4章 刑事部（<u>第16条</u>-<u>第21条</u>）</p> <p>第5章 交通部（<u>第22条</u>-<u>第27条</u>）</p> <p>第6章 警備部（<u>第28条</u>-<u>第32条</u>）</p> <p>第7章 警察学校（<u>第33条</u>）</p> <p>第8章 内部組織（<u>第34条</u>・<u>第35条</u>）</p> <p>第9章 職制及び職務（<u>第36条</u>-第60条）</p> <p>第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>7課</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">総務課</p> <p style="padding-left: 20px;">広報県民課</p> <p style="padding-left: 20px;">会計課</p> <p style="padding-left: 20px;">警務課</p> <p style="padding-left: 20px;">厚生課</p> <p style="padding-left: 20px;">情報管理課</p> <p style="padding-left: 20px;">監察課</p> <p>（警務課）</p> <p>第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 人事に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>給与に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 警務部（第2条-<u>第10条</u>）</p> <p>第3章 生活安全部（<u>第11条</u>-<u>第16条</u>）</p> <p>第4章 刑事部（<u>第17条</u>-<u>第22条</u>）</p> <p>第5章 交通部（<u>第23条</u>-<u>第29条</u>）</p> <p>第6章 警備部（<u>第30条</u>-<u>第34条</u>）</p> <p>第7章 警察学校（<u>第35条</u>）</p> <p>第8章 内部組織（<u>第36条</u>・<u>第37条</u>）</p> <p>第9章 職制及び職務（<u>第38条</u>-第60条）</p> <p>第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（警務部の分課）</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>8課</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">総務課</p> <p style="padding-left: 20px;">広報県民課</p> <p style="padding-left: 20px;">会計課</p> <p style="padding-left: 20px;">警務課</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>人材育成課</u></p> <p style="padding-left: 20px;">厚生課</p> <p style="padding-left: 20px;">情報管理課</p> <p style="padding-left: 20px;">監察課</p> <p>（警務課）</p> <p>第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 人事及<u>び給与</u>に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 略</p>

<p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>職場教養の企画に関すること。</u></p> <p>(13) <u>学校教養の企画に関すること。</u></p> <p>(14) <u>術科の企画及び指導に関すること。</u></p> <p>(15) <u>通訳人の育成に関すること。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>2 警務課に、<u>人材戦略室及び企画室を附置する。</u></p> <p>3 <u>人材戦略室においては、第1項第2号及び第12号から第15号までに掲げる事務を処理する。</u></p> <p>4 <u>企画室においては、第1項第1号、第4号から第6号まで、第10号、第11号及び第16号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(厚生課)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(情報管理課)</p> <p><u>第8条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(監察課)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(生活安全企画課)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(少年・人身安全対策課)</p> <p><u>第12条 略</u></p>	<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 警務課に、<u>企画室を附置する。</u></p> <p>3 <u>企画室においては、第1項第1号、第3号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(人材育成課)</p> <p><u>第7条 人材育成課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>職場教養の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校教養の企画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>術科の企画及び指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>通訳人の育成に関すること。</u></p> <p>(厚生課)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(情報管理課)</p> <p><u>第9条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>犯罪捜査情報等の照会に関すること。</u></p> <p>(監察課)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(生活安全企画課)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>(少年・人身安全対策課)</p> <p><u>第13条 略</u></p>
--	---

<p>(サイバー犯罪対策課) 第13条 略</p> <p>(地域課) 第14条 略</p> <p>(通信指令課) 第15条 略</p> <p>(刑事部の分課) 第16条 略</p> <p>(刑事企画課) 第17条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8) 略 (9) <u>犯罪捜査情報等の照会に関すること。</u> (10) 略 2・3 略 4 捜査支援室においては、第1項第3号、第4号、第6号から第9号までに掲げる事務を処理する。</p> <p>(捜査第一課) 第18条 略</p> <p>(捜査第二課) 第19条 略 2 捜査第二課に、<u>匿名・流動型犯罪グループ対策室及び組織犯罪特別捜査隊を附置する。</u> 3 <u>匿名・流動型犯罪グループ対策室においては、第1項第9号、第11号から第14号までに掲げる事務を処理する。</u> 4 組織犯罪特別捜査隊においては、<u>第1項第15号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(鑑識課) 第20条 略</p> <p>(科学捜査研究所) 第21条 略</p> <p>(交通部の分課) 第22条 交通部に、次の3課及び2隊を置く。 交通企画課</p>	<p>(サイバー犯罪対策課) 第14条 略</p> <p>(地域課) 第15条 略</p> <p>(通信指令課) 第16条 略</p> <p>(刑事部の分課) 第17条 略</p> <p>(刑事企画課) 第18条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8) 略 (9) 略 2・3 略 4 捜査支援室においては、第1項第3号、第4号、第6号から第8号までに掲げる事務を処理する。</p> <p>(捜査第一課) 第19条 略</p> <p>(捜査第二課) 第20条 略 2 捜査第二課に、組織犯罪特別捜査隊を附置する。</p> <p>(鑑識課) 第21条 略</p> <p>(科学捜査研究所) 第22条 略</p> <p>(交通部の分課) 第23条 交通部に、次の4課及び2隊を置く。 交通企画課</p>
---	---

<p>交通指導課</p> <p>運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊</p> <p>(交通企画課) 第23条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) <u>道路交通の規制に関すること。</u> (7) <u>交通安全施設に関すること。</u> (8) <u>交通管制に関すること。</u> (9) <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。</u> (10) 略 2 交通企画課に、<u>交通規制室</u>を附置する。 3 <u>交通規制室</u>においては、<u>第1項第6号から第9号</u>までに掲げる事務を処理する。</p> <p>(交通指導課) 第24条 略</p> <p>(運転免許課) 第25条 略</p> <p>(交通機動隊) 第26条 略</p> <p>(高速道路交通警察隊) 第27条 略</p> <p>(警備部の分課) 第28条 略</p>	<p>交通指導課 <u>交通規制課</u> 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊</p> <p>(交通企画課) 第24条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 略 2 交通企画課に、<u>交通事故抑止対策室</u>を附置する。 3 <u>交通事故抑止対策室</u>においては、<u>第1項第2号及び第4号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(交通指導課) 第25条 略</p> <p>(交通規制課) 第26条 <u>交通規制課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) <u>道路交通の規制に関すること。</u> (2) <u>交通安全施設に関すること。</u> (3) <u>交通管制に関すること。</u> (4) <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(運転免許課) 第27条 略</p> <p>(交通機動隊) 第28条 略</p> <p>(高速道路交通警察隊) 第29条 略</p> <p>(警備部の分課) 第30条 略</p>
--	--

<p>(警備第一課) 第29条 略</p>	<p>(警備第一課) 第31条 略</p>
<p>(警備第二課) 第30条 略</p>	<p>(警備第二課) 第32条 略</p>
<p>(外事課) 第31条 略</p>	<p>(外事課) 第33条 略</p>
<p>(機動隊) 第32条 略</p>	<p>(機動隊) 第34条 略</p>
<p>(警察学校) 第33条 略</p>	<p>(警察学校) 第35条 略</p>
<p>(警察本部の課等の内部組織の設置) 第34条 略</p>	<p>(警察本部の課等の内部組織の設置) 第36条 略</p>
<p>(警察署の内部組織の設置) 第35条 略</p>	<p>(警察署の内部組織の設置) 第37条 略</p>
<p>(部長) 第36条 略</p>	<p>(部長) 第38条 略</p>
<p>(総括参事官、参事官及び参事監) 第37条 略</p>	<p>(総括参事官、参事官及び参事監) 第39条 略</p>
<p>(首席監察官) 第38条 略</p>	<p>(首席監察官) 第40条 略</p>
<p>(地域統括参事官) 第39条 略</p>	<p>(地域統括参事官) 第41条 略</p>
<p>(課長、所長及び隊長) 第40条 略</p>	<p>(課長、所長及び隊長) 第42条 略</p>
<p>(被害者支援官) 第41条 警務部に被害者支援官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。 2 被害者支援官は、上司の命を受け、犯罪被害者支援に関する事務を統括する。</p>	
<p>(監査官)</p>	<p>(監査官)</p>

<p><u>第42条</u> 略</p> <p>(物品契約官)</p> <p><u>第43条</u> 略</p> <p>2 物品契約官は、上司の命を受け、物品の取得、管理、処分及び出納、契約、警察装備の調達並びに庶務に関する事務を統括する。</p> <p>(企画官)</p> <p><u>第44条</u> 略</p> <p>(安全衛生官)</p> <p><u>第45条</u> 略</p> <p>(監察官)</p> <p><u>第46条</u> 略</p> <p>(人身安全対策官)</p> <p><u>第47条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策官)</p> <p><u>第48条</u> 略</p> <p>2 組織犯罪対策官は、上司の命を受け、<u>第19条第1項第5号から第15号までに掲げる事務を統括する。</u></p> <p>(交通規制官)</p> <p><u>第49条</u> <u>交通部に交通規制官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>交通規制官は、上司の命を受け、第23条第1項第6号から第9号までに掲げる事務を統括する。</u></p>	<p><u>第43条</u> 略</p> <p>(物品契約官)</p> <p><u>第44条</u> 略</p> <p>2 物品契約官は、上司の命を受け、物品の取得、管理、処分及び出納、契約、警察装備の調達、<u>警察車両の点検及び修理</u>並びに庶務に関する事務を統括する。</p> <p>(企画官)</p> <p><u>第45条</u> 略</p> <p>(安全衛生官)</p> <p><u>第46条</u> 略</p> <p>(監察官)</p> <p><u>第47条</u> 略</p> <p>(人身安全対策官)</p> <p><u>第48条</u> 略</p> <p>(組織犯罪対策官)</p> <p><u>第49条</u> 略</p> <p>2 組織犯罪対策官は、上司の命を受け、<u>第20条第1項第5号から第15号までに掲げる事務を統括する。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。
(鳥取県道路交通法施行細則の一部改正)
- 2 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p><u>第1条</u> 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければなら</p>	<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p><u>第1条</u> 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければなら</p>

ない。		ない。	
書類	機関	書類	機関
略		略	
第3条第2項の申請書	鳥取県警察本部交通部交通企画課又は鳥取県内の各警察署	第3条第2項の申請書	鳥取県警察本部交通部交通規制課又は鳥取県内の各警察署